

3 報告案件

(1) 福岡都市計画区域区分等の変更について

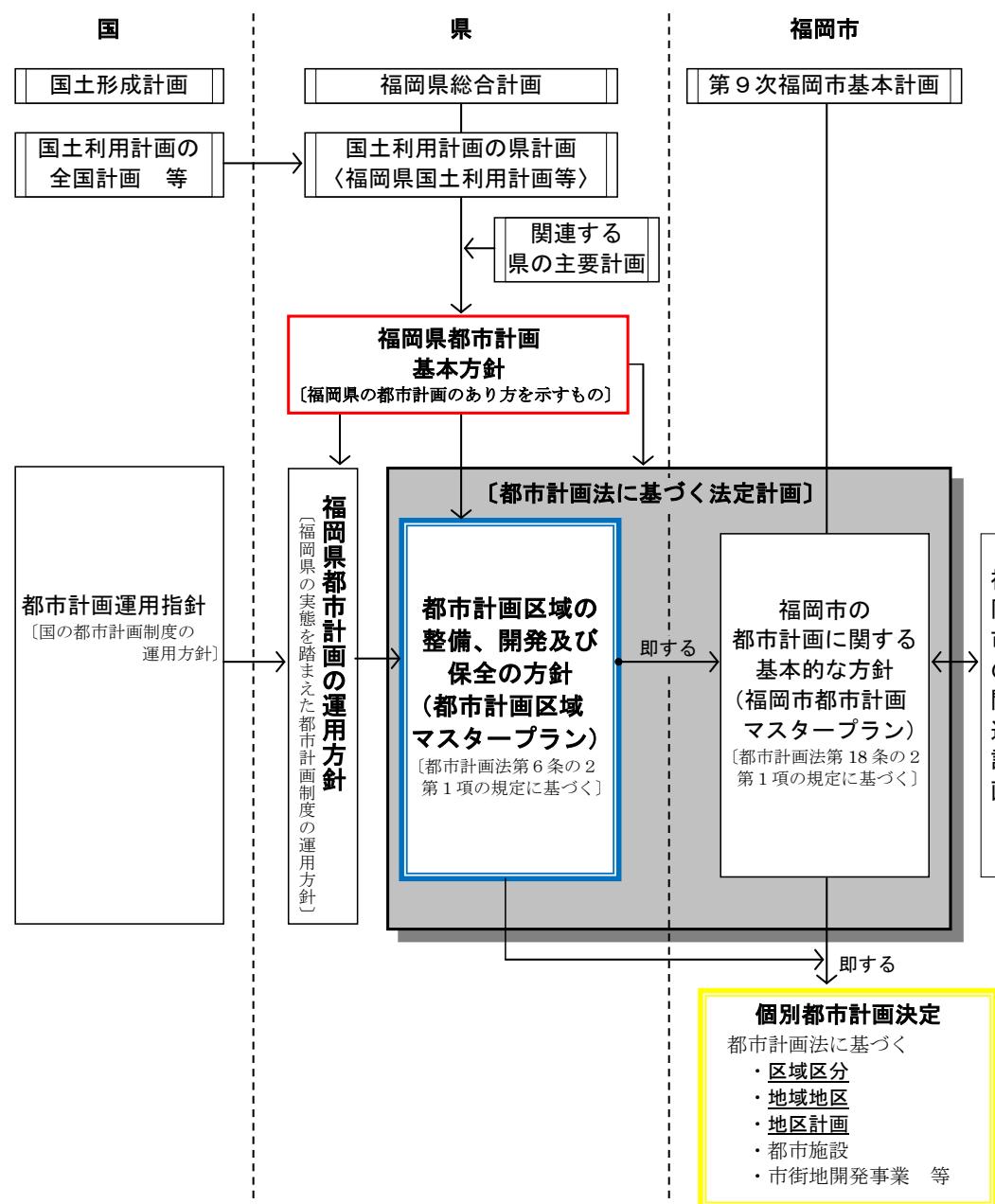
(1) 区域区分等の変更について

区域区分（いわゆる「線引き」）とは、都市の無秩序な拡大を防止し、農地などの農林漁業に必要な土地の確保や自然環境の保全等を図るとともに、計画的な市街地の整備を図るために、市街化を促進する「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分するものです。

区域区分の変更については、平成24年4月に決定権限が県から政令市に移譲されたことから、県が現在改定を行っている都市計画区域マスタープランに即して、今後、本市において検討を行います。

また、区域区分の変更にかかる部分については、良好な市街地環境の誘導を図るために、用途地域や地区計画等の指定をあわせて行います。

■都市計画区域マスタープランと区域区分等の関係



【参考】都市計画区域マスタープランの改定について

都市計画区域マスタープランとは、都市計画区域において、都道府県が一市町村を越える広域的見地から、都市計画の基本的な方向性を示す法定計画です。（都市計画法 第6条の2第1項）

「都市計画区域マスタープランに示される主な事項」

（1）都市計画の目標

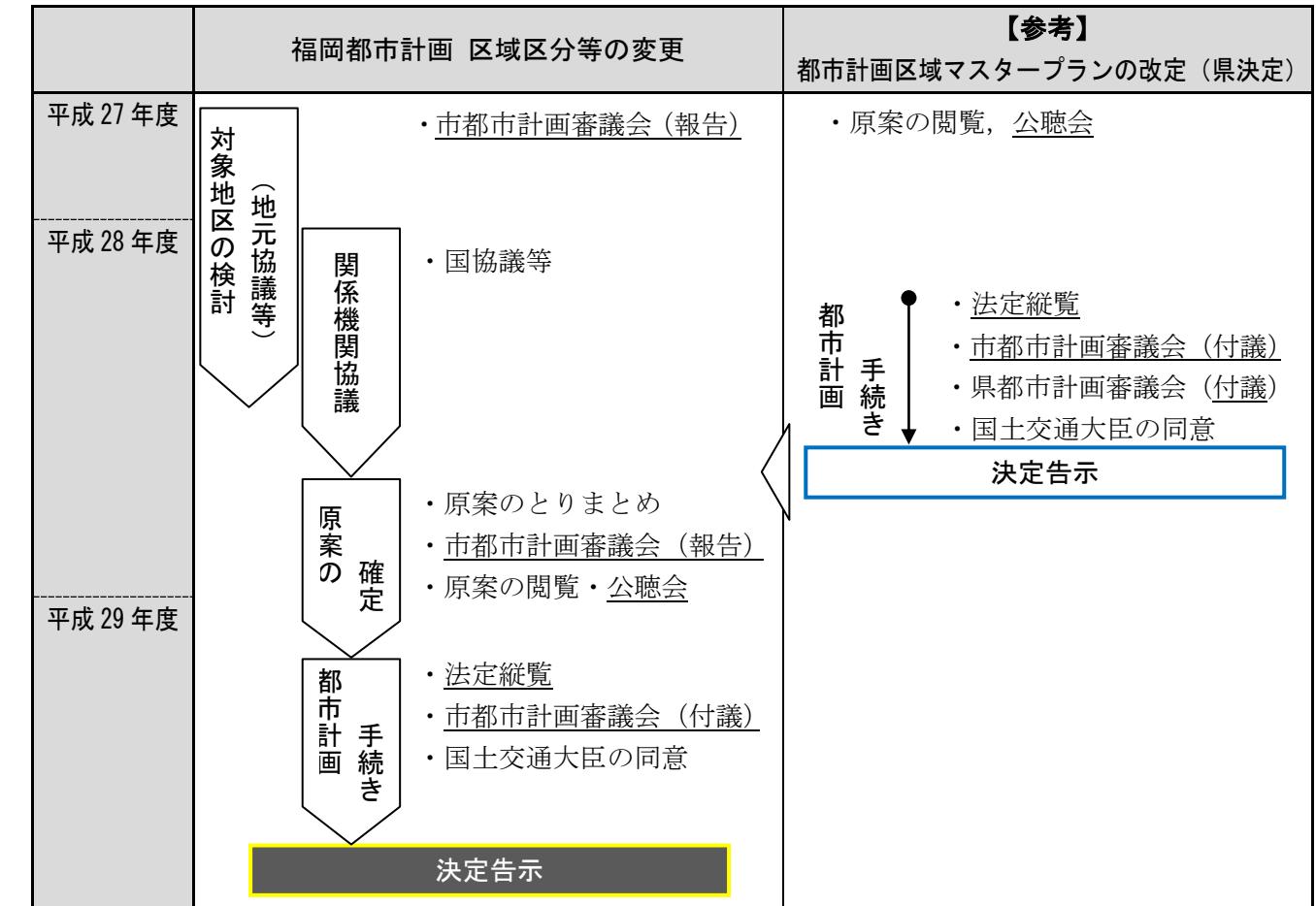
（2）区域区分の決定の有無及び区域区分を決める際の方針

（3）主要な都市計画の決定等の方針（立地ビジョン等）など

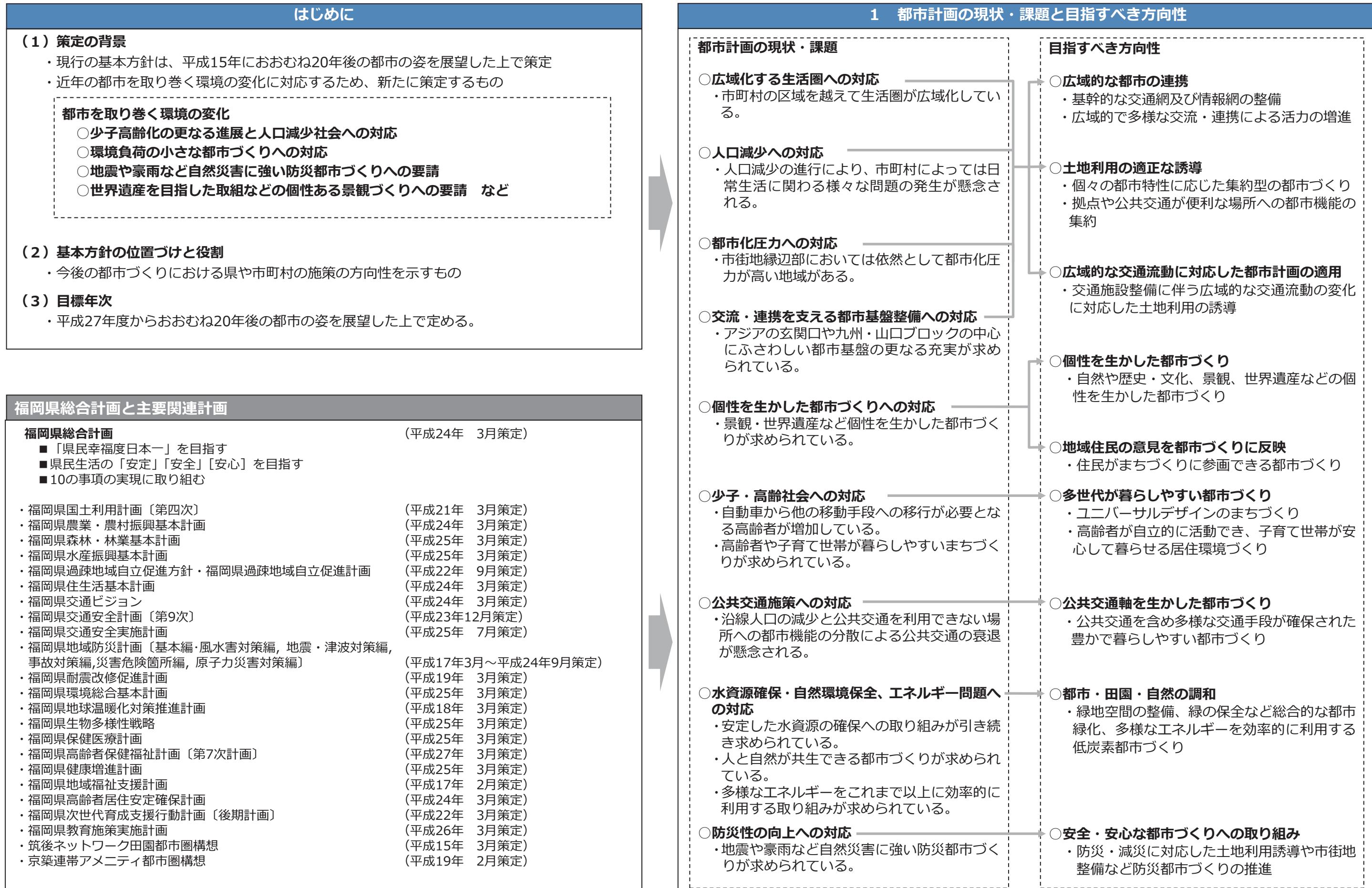
福岡県では、人口減少・少子高齢化などの社会変化や都市計画に対する社会的要請の変化を踏まえ、喫緊の課題となった集約型の都市づくりを効果的に進めため、平成27年10月に福岡県都市計画基本方針が改定され、現在、本方針に基づき、都市計画区域マスタープランの見直しが行われています。

(2) 今後のスケジュールについて（予定）

区域区分等の変更については、地域のまちづくりの取り組み状況や、都市計画区域マスタープランの改定状況などを踏まえながら、関係機関協議を経て原案をとりまとめ、法定縦覧等の都市計画手続きを行い、平成29年度の決定告示を目指してまいります。



福岡県都市計画基本方針の概要について



2・3 これからの都市計画の基本的な考え方と都市づくりの方針

都市計画の基本的考え方

- 都市づくりの目標

拠点と公共交通軸が紡ぎだす豊かで暮らしやすい都市を目指して

- 基本理念

「広域・連携」「個性・再生」「安全・安心」「パートナーシップ」

都市づくりの方針

■集約型の都市づくりの方針

- 便利で魅力ある拠点の形成

- ・市街地整備や民間活力の活用により、都市機能や居住機能の集約を図り便利で魅力ある拠点を形成

- 生活の質を高める公共交通軸の設定

- ・多様な交通手段が確保された、豊かで暮らしやすい都市の持続可能性を高めるための公共交通軸の設定

- 拠点・公共交通軸沿線以外での低密度化への対応

- ・拠点・公共交通軸沿線以外で低密度化する市街地においては、自然的環境への回帰や居住環境の再構築など多面的な活用を推進

- 広域的な枠組みによる都市づくり

- ・都市圏ごとの都市計画区域マスタープランの決定等、広域的な枠組みによる都市づくりを推進

- 都市情報一元化による戦略的な施策展開

- ・各地域で分野横断的な施策を展開できるよう、人口、医療、福祉、商業、交通等に関する地理空間情報等を活用し、都市構造の可視化を推進

■土地利用に関する方針

- 良質な都市空間の形成に向けた地区計画等の活用

- 計画的な産業用地の配置 等

■都市施設・市街地整備に関する方針

- 魅力ある拠点や中心市街地等の整備

- 広域的な緑の整備・保全・活用 等

■安全で個性ある都市づくりに関する方針

- 地域の自然や歴史・文化、世界遺産などの個性を生かした景観整備

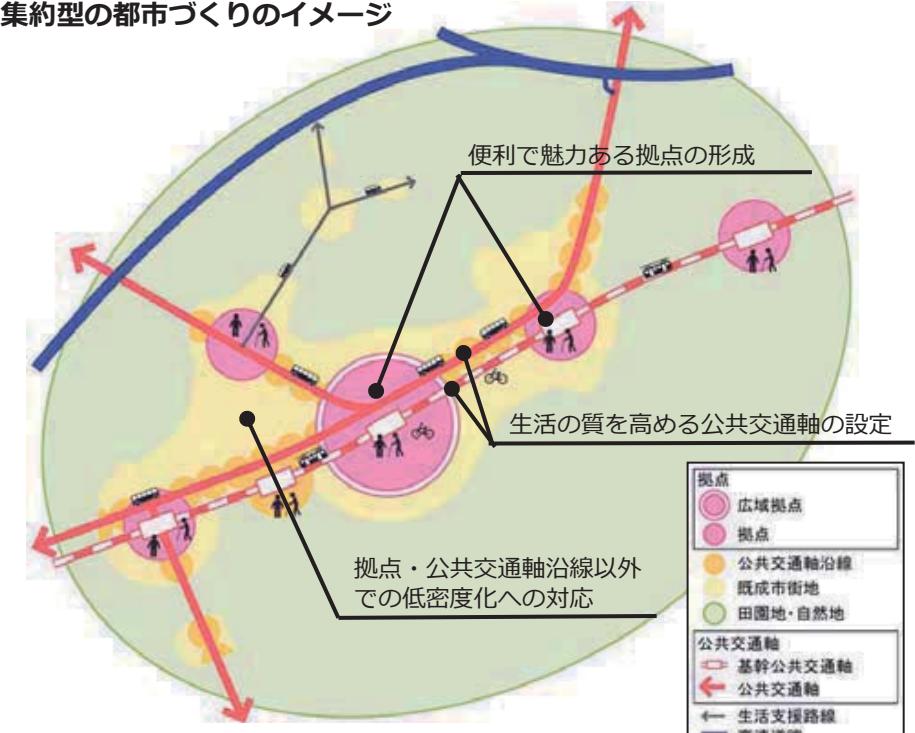
- 防災都市づくり 等

■都市づくりの仕組みに関する方針

- 県と市町村の連携体制の強化

- P D C Aによる集約型の都市づくりの実践 等

集約型の都市づくりのイメージ



▶都市計画において公共交通軸を明示する効果

- ・土地利用が描きやすくなる。

集約型の都市構造に向けた土地利用が描きやすくなる。

- ・軸沿線で行われる施策の根拠となる。

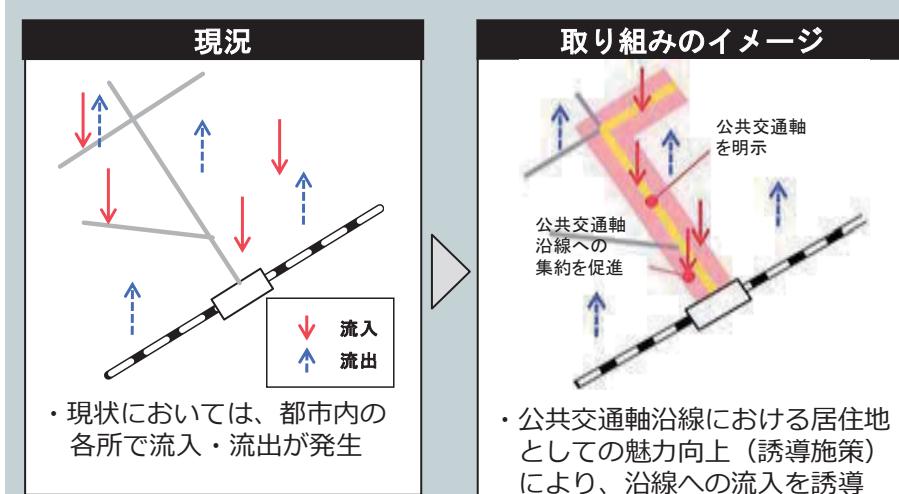
各種事業等を展開させていくための根拠となる。

- ・民間投資を誘導する。

集約を促進させていく地区を明示することで民間投資を誘導する。

▶居住集約の取り組みのイメージ

- ・公共交通軸沿線において都市機能の集約を促進するなど、居住地としての魅力を高めつつ、時間をかけて沿線への流入を誘導する。



4 基本方針の実現に向けた施策の展開

1 都市計画施策の展開

- ①都市計画基礎調査の拡充
- ②開発許可基準の改定
- ③用途地域等の決定運用基準の改定
- ④都市圏ごとの区域マスタープランの決定
- ⑤都市計画運用方針の改定
- ⑥都市構造の可視化の推進
- ⑦都市構造に関する専門家会議の設置



2 分野横断的な施策の展開

- ①街なか再生の取り組み
- ②公共交通軸沿線への都市機能の誘導
- ③公共交通軸の質の向上
- ④低密度化する市街地の多面的な活用
- ⑤防災都市づくりの展開
- ⑥環境共生の都市づくりの展開
- ⑦美しい都市づくりの展開